医療法人 盡誠会

宮 本 看 護 専 門 学 校 学 則

目　　次

第１章　総則（第１条～第４条）…… 1

第２章　学年、学期、始業時間及び終業時間、休業日（第５条～第７条）…… 1

第３章　教育課程、履修単位数及び授業時間数、履修単位の認定（第８条）…… 2

第４章　職員組織及び運営（第９条～第１１条）…… 3

第５章　入学（第１２条～第１８条）…… 3

第６章　休学、復学、退学、転学、除籍（第19条～第21条）…… 4

第７章　学業成績、単位の認定、学習の評価、履修制限、卒業・欠席（第２２条 ～
第２７条）…… 5

第８章　学生納付金（第２８条）…… 6

第９章　賞罰（第２９条～第３０条）…… 7

第10章　健康管理（第３１条）…… 7

第11章　雑則（第３２条）…… 7

別表　学科目及び授業時間数（第８条）…… １０

様式　様式第１号 ～ 様式第１４号 …… １２～２４

宮 本 看 護 専 門 学 校 学 則

第１章 総則

（目的）

第１条　本校は、保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）に基づき、看護師として必要な専門知識及び技術を修得させ、豊かな人間性を養い、職業人としての自覚と責任をもち、社会に貢献し得る人材を育成することを目的とする。

（名称）

第２条　本校は宮本看護専門学校という。

（位置）

第３条　本校は、医療法人盡誠会がこれを設置し、茨城県稲敷市幸田924番地３に置く。

（課程、学科、修業年限及び定員）

第４条　本校の課程、学科、修業年限及び定員は、次のとおりとする。

課程	学科	修業年限	学生定員		在学年限
専門課程	看護学科	３年	入学定員	総定員	６年
			40人	120人	

第２章 学年、学期、始業時間及び終業時間、休業日

（学年）

第５条　学年は、毎年４月１日に始まり、翌年３月３１日に終わる。

（学期、始業時間及び終業時間）

第６条　本校の学期は、次のとおりとする。

⑴　前期　　４月１日から９月３０日まで

⑵　後期　１０月１日から翌年の３月３１日まで

２　本校の始業時間は９時２０分、終業時間は１６時４０分とする。ただし、学校長が教育上必要と認めたとき　は、変更することができる。

（休業日）

第７条　本校の休業日は、次のとおりとする。

⑴　土曜日・日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

⑵　夏季休業日　　７月２５日から９月４日まで

⑶　冬季休業日　１２月２４ 日から翌年の１月５日まで

⑷　春季休業日　　３月２５日から４月７日まで

⑸ 茨城県民の日　１１月１３日
⑹ 開校記念日　　５月　１日
２　学校長は、教育上必要があると認めたときは、前項各号に掲げる休業日に授業を行うことができる。
３　学校長は、非常災害その他の事情があるときは、臨時に授業を行わないことができる。

第３章 教育課程、履修単位数及び授業時間数、既修単位の認定

（教育課程、履修単位数及び授業時間数）

第８条　１単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、該当授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、１単位の授業時間数は、講義及び演習については15時間から30時間、実験、実習（臨地実習を含む）及び実技については30時間から45時間の範囲で定める。

⑺　基礎分野の授業科目は、実験、体育実技等であっても講義又は演習に含めるものとする。

２　教育課程の編成については、基礎分野14単位以上、専門基礎分野24単位以上、専門分野73単位以上（臨地実習26単位を含む）の講義、実習を行う。教育内容及び履修単位数並びに時間数については、別表のとおりとする。

３　本校の年間授業時間数は、８００時間以上とする。

（既修単位の認定）

４　放送大学やその他の大学、若しくは高等専門学校、又は以下の資格に係る学校若しくは養成所で、指定規則別表第３に規定されている教育内容と同一内容の科目を履修した者の単位の認定については、本人からの申請に基づき個々の既修の学習内容を評価し、養成所における教育内容に相当するものと認められる場合には、総取得単位数の２分の１を越えない範囲で当該養成所における履修にかえることができる。

・歯科衛生士
・診療放射線技師
・臨床検査技師
・理学療法士
・作業療法士
・視能訓練士
・臨床工学技士
・義肢装具士
・救急救命士
・言語聴覚士

なお、指定規則別表３備考２にかかわらず、社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第４０条第２項第１号の規定に該当する者で、養成所に入学したものの単位の認定については社会福祉士介護福祉士学校養成施設指定規則（昭和62年厚生省令第50号）別表第４に定める基礎分野に限り、本人からの申請に基づき個々の既修の学習内容を評価し、養成所における教育内容に相当するものと認められる場合は、当該養成所における履修に替えることができる。

５　学則第８条の４に規定する入学前の既修得単位の認定を受けようとする者は、単位修得認定申請書により所定の期日までに申請しなければならない。

第４章 職員組織及び運営

（職員）

第９条　本校には、次の職員を置く。

⑴ 学校長　　１人
⑵ 副学校長　　１人（看護職）
⑶ 教務主任　　１人
⑷ 専任教員　　８人以上（看護職）
⑸ 講師　　40人以上
⑹ 事務長　　１人
⑺ 事務職員　　１人以上（内１人以上は教務事務に従事する）
⑻ 校医　　１人
⑼ カウンセラー　１人

２　本校には、前項各号に掲げる職員のほか、必要な職員を置くことができる。

（職務）

第10条　学校長は、校務をつかさどり、所属職員を指揮監督する。

⑵ 副学校長は、学校長を補佐し、学校長に事故あるときは、学校長の職務を代行する。
⑶ 教務主任は、専任教員を指導し、学生の教育指導に従事する。
⑷ 専任教員は、学生の教育指導に従事する。
⑸ 実習調整者は、実習計画の作成、実習施設との調整、実習評価表の管理に従事する。
⑹ 講師は、特定科目について学生の教育指導に従事する。
⑺ 事務長は、事務職員を指導し、事務に従事する。
⑻ 事務職員は、事務に従事する。
⑼ 校医は、学校保健法（昭和33年法律第53号）第22条の規定に基づき、学生の健康管理に関する専門的事項に携わるものとする。

２　前条２項の職員は、学校長の命を受けて校務に従事する。

（会議）

第11条　学校の運営及び教育に関する重要な事項を審議するため、次の会議を置く。

⑴ 運営会議
⑵ 入学試験会議
⑶ 教員会議
⑷ 臨地実習指導者会議
⑸ 講師会議
⑹ その他必要な事項について審議するときは、学校長がこれを招集する。

２　会議の組織及び運営に必要な事項は、別に定める。

第５章 入学

（入学時期及び資格）

第12条　本校の入学の時期は、学年の始めとする。

２　本校に入学できる者は、高等学校を卒業した者又は学校教育法第90条第１項に該当する者とする。

（出願手続）

第13条　本校に入学を志願する者は、次の各号に掲げる書類に入学検定料を添え、学校長に提出しなければならない。

⑴　入学願書（様式第１号）

⑵　入学資格を証明する書類

⑶　最終学校の長の調査書

⑷　写真３枚（正面脱帽上半身出願前３ヶ月以内に撮影したもの）

（入学試験）

第14条　入学試験は、学科試験、面接、その他学校長が必要と認める方法により行う。

（合格の決定）

第15条　入学試験の合格の決定は、学校長が別に定める規則により実施する。

（入学手続）

第16条　合格者は、学校長が指定する期日までに、保証人連署の誓約書（様式第３号）に入学金を添えて学校長に提出しなければならない。

２　保証人は２名とし、内一人を連帯保証人とする。

３　保証人は、それぞれ独立の生計を営み、学生の身上に関する一切の責任を負う事のできる成年者でなければならない。

４　保証人及び連帯保証人を変更するとき、又は届出事項に変更が生じたときは、直ちに保証人移動届（様式第４号）を学校長に届出なければならない。

（入学の許可）

第17条　学校長は、前条の手続きを完了した合格者に対して入学を許可する。

（転入学）

第18条　本校に転入学を志望する者のうち、他の看護学校（三年課程）で１年以上履修したものに対し、欠員のある場合に限り選考のうえ、相当年次に転入学を許可することができる。

２　前項の規定により転入学を許可された者の既に修得した授業科目及び在学すべき年数については、学校長が決定する。

３　第１項の許可をしようとする場合の入学資格、手続等については、第12条から第17条までの規定を準用する。

第６章 休学、復学、退学、転学、除籍

（休学）

第19条　学生は、病気その他やむを得ない理由により引き続き３ヶ月以上就学できないときは、保証人連署の上、休学願（様式第７号）を学校長に提出し、その許可を受けなければならない。ただし、その理由が病気によるときは、医師の診断書を添付しなければならない。

２　休学期間は、在学期間に算入する。

３　休学期間は、原則として１年以内とする。

（復学）

第20条　休学期間の満了した学生、又は休学中の学生であっても、その事由が消滅した場合は、保証人連署で復学願（様式第８号）を学校長に提出し、その許可を受けなければならない。ただし、その理由が病気によるときは、医師の診断書を添付しなければならない。

（退学、転学及び除籍）

第21条　病気その他やむを得ない理由により退学又は転学しようとする時は、保証人連署で退学、転学願（様式第９号）を学校長に提出し、その許可を受けなければならない。

２　学校長は、前項に定める者の他、次の各号に該当する者について退学を命ずることができる。

⑴　第４条に規定する在学年限を超えたとき。

⑵　心身の障害を生じ成業の見込みがないと認められた者。

⑶　正当の理由がなく授業料を納入しない者。

３　学校長は、次の各号の１に該当する者を除籍することができる。

⑴　死亡届のあった者。

⑵　行方不明の届出のあった者。

第７章 学業成績、単位の認定、学習の評価、履修制限、卒業、欠席

（学業成績）

第22条　学業成績は、学科試験、臨地実習、出席状況等により評価する。

（単位の認定）

第23条　単位修得の認定は、講義、実習等に必要な時間の取得状況と当該科目の評価により行う。

２　単位修得の認定資格は当該科目授業時間数の３分の２以上の出席を満たす者。試験日程の通知は科目の規定時間の授業終了までに担当講師より通知する。

３　病気その他やむを得ない理由により試験を受けることのできなかった者、又は不合格の者に対しては、追試験又は再試験・再実習を行うことができる。

４　追試験は、担当教員に追試験願を提出する。
追試験の実施日は、原則として試験の実施後、１週間以内に決定する。

５　出校停止により実習を欠席した者は、追実習を受けることができる。

６　再試験・再実習を受けようとする者は、成績発表当日に再試験・再実習願を担当教員に提出し承認を得る。再試験、再実習は原則として同一科目につき１回限り受けることができる。ただし、再実習は、各学年において１科目とする。

７　履修時間数が規定する当該科目授業時間数の３分の２未満のため単位修得ができなかった授業

できなかった授業科目については、原則として改めて履修しなければならない。

８　未修得教科２単位までの者は、当該年度末に最終試験を受けることができる。

（学習の評価）

第24条　成績の評価については、Ａ（80点以上）、Ｂ（70～79点）、Ｃ（60～69点）、Ｄ（60点未満）として、Ｃ以上を合格とし単位を認定する。Ｄを不合格とする。

２　追試験の評価は、得点の80％とする。

３　再試験・再実習の結果、得点が60点以上であっても、60点をもって受験者の成績とする。

４　単位修得できなかった科目は、次年度以降に再履修する。

５　試験において不正行為をした者は、当該科目を不合格とし、再試験は実施しない。

（履修制限）

６　心理学の単位を修得した後に臨床心理学を、統計学の単位を修得した後に看護情報学を、薬理学の単位を修得した後に臨床薬理学を履修するものとし、看護技術Ⅰ、Ⅱ及び看護技術Ⅳから看護技術Ⅵまでを修得した後に看護技術Ⅲ及び看護技術Ⅶから看護技術Ⅸを履修するものとする。

７　基礎看護学実習Ⅰ、地域・在宅看護論実習Ⅰの単位を修得した後、基礎看護学実習Ⅱ、基礎看護学実習Ⅲを履修するものとする。

８　基礎看護学実習Ⅳの単位を修得後、成人老年看護学実習、老年看護学実習を履修するものとし、成人老年看護学実習Ⅰ、成人老年看護学実習Ⅱ及び老年看護学実習Ⅰの単位を修得した後、成人老年看護学実習Ⅲ、成人老年看護学実習Ⅳ及び老人看護学実習Ⅱを履修するものとする。

（卒業）

第25条　学校長は、教育課程（第８条）別表に定める全課程について、学業成績及び出席状況等を評定のうえ、運営会議の議を経て卒業の認定を行う。

２　学校長は、前項の規定により卒業の認定をした者に対して、卒業証書（様式第５号）及び専門士（医療専門課程）の称号を授与する。

３　欠席日数が出席すべき日数の３分の１を越えた者は、原則として卒業は認めない。

（欠席）

第26条　病気その他やむを得ない理由により欠席しようとする時は、速やかに欠席届（様式第６号）を学校長に提出しなければならない。

２　学校長は、学生が伝染病もしくはそのおそれがあると認めた時は、その学生に対し出席停止することができる。

（留年）

第27条　削除

第８章 学生納付金

（学生の納付金）

第28条　本校の学生納付金は、次の表のとおりとする。

単位:円

区分	入学検定料	入学金	授業料	実習費

金額	15、000	100、000	前期　270、000 後期　270、000	前期　30、000 後期　30、000
納入時期	入学願書提出時 (第13条)	入学手続時 (第16条)	前期は 4月5日まで 後期は10月5日まで	左に同じ

２　在学中の授業料、実習費は、出席の有無にかかわらず、所定の期日までに納入しなければならない。

３　入学手続き後に入学を辞退した場合は入学金は返還しない。ただし、授業料については返還する。

第９章　賞罰

(表彰)

第29条　学校長は、成績優秀で、他の学生の模範となる学生を表彰することができる。

(懲戒)

第30条　学校長は、学生が、この学則その他本校の定める諸規定を守らず、又はその本分に反した行為があり、教育上必要と認めるときは、当該学生に懲戒を加えることができる。

２　前項に規定する懲戒は、訓告、停学及び退学とする。

３　前項に規定する退学の処分は、次の各号の一に該当する学生に対して、運営会議の議を経て行うことができる。

⑴　性行不良で改善の見込みがないと認められる者

⑵　学力劣等で成業見込みがないと認められる者

⑶　正当の理由がなく出席が常でない者

⑷　学校の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

第１０章　健康管理

(健康診断)

第31条　学校長は、学生に対して年１回以上の健康診断を実施する。

第１１章　雑則

(任意)

第32条　この学則に定める外、本校の運営に必要な事項は、学校長が別に定める。

附則　この学則は、平成４年４月１日から施行する。

附則　（平成８年11月１日）学則の一部変更

(第３条及び第25条第２項)

施行期日　平成８年11月１日

附則　（平成９年４月１日）学則の一部改正

施行期日　平成９年４月１日

保健師助産師看護師学校養成所指定規則の一部を改正する省令の公布について（文高医第278号、健政発第730号平成８年８月26日）による。

附則　（平成21年４月１日）学則の一部改正

施行期日　平成21年４月１日

保健師助産師看護師学校養成所指定規則の一部を改正する省令の公布について（昭和26年文部省、厚生省第１号、平成13年１月５日健政発第５号）による。

附則　（令和４年４月１日）学則の一部改正

施行期日　令和４年４月１日

保健師助産師看護師学校養成所指定規則の一部を改正する省令の公布について（２文科高第666号、医政発1030号第15号）による。

経過措置

⑴ 令和４年３月31日現在、現に在学する者に係わる教育の内容については従前の例による。

⑵ 専任教員の数については、平成23年３月31日までの間は、６人以上とすることができる。

（第９条関係）

附則　（平成17年３月22日）学則の一部変更

（行政区画の変更による位置表示の変更）

施行期日　平成17年３月22日

（名称）　第３条　本校は、茨城県稲敷市幸田924番地３に置く。

附則　学則の一部変更

（第８条、第３項、第４項、第５項、別表）

施行期日　平成18年４月１日

附則　学則の一部変更

（第１条、第８条第２項、第９条第１項、第11条第１項、第13条、第24条第１項、第２項、第25条第１項、第28条第１項、第３項、第29条第１項、第30条第２項、別表）

施行期日　平成21年４月１日

附則　学則の一部改定

（第24条第２項）

施行期日　平成30年７月１日

附則　学則の一部改正

（第２章から第11章、第３条、第６条第２項、第７条第１項、第８条第1項、同第２項、第９条第１項、第13条、第19条第２項、第21条第２項、第22条、第23条第１項、同第３項から第５項、第24条第３項から第４項、同第６項から第８項、第25条第２項、第29条、第30条第２項、同第３項及び別表）

施行期日　令和４年４月１日

附則　学則の一部改正

（別表）

施行期日　令和６年４月１日

附則　学則の一部改正

第２３条第５項、第６項、第７項、第８項

施行期日　令和８年４月１日

別表

分野	科目名		単位数	実施時間数
基礎分野	科学的思考の基盤	論理学	1	15
		統計学	1	15
		看護情報学	1	15
		教育学	1	15
	人間と生活・社会の理解	倫理学	1	30
		心理学	1	15
		社会学	1	15
		家族関係論	1	15
		人間関係論	1	30
		英語Ⅰ	1	15
		英語Ⅱ	1	15
		健康科学	1	15
		国語文章論	1	15
		臨床心理学	1	15
	小　計　①		14	240
専門基礎分野	人体の構造と機能	解剖生理学Ⅰ	1	30
		解剖生理学Ⅱ	1	30
		解剖生理学Ⅲ	1	30
		解剖生理学Ⅳ	1	30
		生化学	1	30
		栄養学	1	15
	疾病の成り立ちと回復の促進	微生物学	1	15
		病態学Ⅰ	1	30
		病態学Ⅱ	1	30
		病態学Ⅲ	1	30
		病態学Ⅳ	1	30
		病態学Ⅴ	1	30
		病態学Ⅵ	1	30
		病態学Ⅶ	1	30
		病態学Ⅷ	1	15
		病態学Ⅸ	1	15
		薬理学	1	15
		臨床薬理学	1	15
	健康支援と社会保障制度	医療概論	1	15
		地域理解演習	1	15
		健康教育論	1	15
		公衆衛生学	1	15
		社会福祉	1	30
		関係法規	1	15
	小　計　②		24	555
専門分野	基礎看護学	看護学概論	1	30
		看護技術Ⅰ	1	30
		看護技術Ⅱ	1	30
		看護技術Ⅲ	1	30
		看護技術Ⅳ	1	30
		看護技術Ⅴ	1	30
		看護技術Ⅵ	1	30
		看護技術Ⅶ	1	30
		看護技術Ⅷ	1	15
		看護技術Ⅸ	1	30
		臨床看護学総論	1	15

分野	科目名		単位数	実施時間数
専門分野	地域・在宅看護論	地域・在宅看護論概論	1	15
		地域・在宅援助論Ⅰ	1	15
		地域・在宅援助論Ⅱ	1	30
		地域・在宅援助論Ⅲ	1	15
		地域・在宅援助論Ⅳ	1	30
		地域・在宅援助論Ⅴ	1	30
	成人看護学	成人看護学概論	1	30
		成人援助論Ⅰ	1	30
		成人援助論Ⅱ	1	30
		成人援助論Ⅲ	1	30
		成人援助論Ⅳ	1	30
		成人援助論Ⅴ	1	30
		成人援助論Ⅵ	1	15
	老年看護学	老年看護学概論	1	30
		老年援助論Ⅰ	1	15
		老年援助論Ⅱ	1	30
		老年援助論Ⅲ	1	15
	小児看護学	小児看護学概論	1	30
		小児援助論Ⅰ	1	15
		小児援助論Ⅱ	1	30
		小児援助論Ⅲ	1	15
	母性看護学	母性看護学概論	1	15
		母性援助論Ⅰ	1	30
		母性援助論Ⅱ	1	30
		母性援助論Ⅲ	1	15
	精神看護学	精神看護学概論	1	30
		精神援助論Ⅰ	1	15
		精神援助論Ⅱ	1	30
		精神援助論Ⅲ	1	15
	看護の統合と実践	医療安全	1	15
		看護管理	1	15
		看護研究の基礎	1	30
		看護研究の実際	1	30
		災害・国際看護	1	15
		総合学習	2	60
	小　計　③		47	1155
	臨地実習	基礎看護学実習Ⅰ	1	45
		基礎看護学実習Ⅱ	2	90
		基礎看護学実習Ⅲ	1	45
		基礎看護学実習Ⅳ	2	60
		地域・在宅看護論実習Ⅰ	1	45
		地域・在宅看護論実習Ⅱ	1	45
		地域・在宅看護論実習Ⅲ	2	90
		成人老年看護学実習Ⅰ	1	45
		成人老年看護学実習Ⅱ	2	90
		成人老年看護学実習Ⅲ	2	90
		成人老年看護学実習Ⅳ	2	90
		老年看護学実習Ⅰ	1	45
		老年看護学実習Ⅱ	1	45
		小児看護学実習	2	60
		母性看護学実習	2	60
		精神看護学実習	2	90
		統合実習	2	90
	小　計　④		27	1125
合計（小計①+②+③+④）			112	3075

学 則 様 式 一 覧

様式第１号　入学願書……１２

様式第３号　誓約書……１３

様式第４号　家族・保証人変更届……１４

様式第５号　卒業証書……１５

様式第６号　欠席・欠課届……１６

様式第７号　休学願……１７

様式第８号　復学願……１８

様式第９号　退学・転学願……１９

様式第10号　追試験・再試験・再実習願……２０

様式第11号　卒業証明書……２１

様式第12号　証明書申込書……２２

様式第13号　既修単位認定申請書……２３

様式第14号　既修単位認定証……２４

様式第1号

入　学　願　書

受験番号	

推薦	1期	2期	3期	4期	5期
指・高・社	社会人				

写　真

上　半　身
正 面 脱 帽
3ヶ月以内に
撮影したもの
タテ4cm，ヨコ3cm

宮本看護専門学校長　殿

私は、貴専門学校を志願します。

年　　月　　日

ふりがな
氏　名　　㊞

年　　月　　日生（　　歳）　　男 □　女 □

（年齢は　　年4月1日現在）

ふりがな		電　話
現住所	〒	自宅 携帯

学歴	高等学校 （全・定・通）		昭和　年　月 平成　年　月	卒　業 卒業見込
			昭和　年　月 平成　年　月	卒　業 卒業見込

職歴	期　間	施 設 名	所 在 地

保証人（身元引受人）自署　（本人との関係）	連絡先電話番号
住所	自宅
氏名　㊞	携帯

その他

※試験の区分(推薦、1期、社会人、2期、3期、4期、5期)は該当項目にマル印をして下さい。
※保証人の欄以外は、万年筆かボールペンで受験生本人が記入して下さい。

（様式第3号）

誓　約　書

私は、貴看護専門学校に入学した上は、学業に専念すると共に人格の向上につとめ、諸規則を守ることを誓います。

年　　月　　日

宮本看護専門学校長　殿

学生住所
〒

氏　　名　　印

私は、保証人として上記の誓約を履行させます。

保証人住所：〒

電　話：

氏　名：　　印

年　　月　　日生

本人との続柄：

職　業：

連絡先：

（電話：　　）

連帯保証人住所：〒

電　話：

氏　名：　　印

年　　月　　日生

本人との続柄：

職　業：

連絡先：

（電話：　　）

（様式第4号）

□家 族
□保証人 変更届

年　　月　　日

宮本看護専門学校長 殿

第　学年(第　　期生) No.　　番

氏 名　　印

□家 族
□保証人 ―が下記のとおり変更致しました。

記

変更事項	家族の変更	変更者の氏名:		
		本人との続柄:	電話:	
		変更理由:		
		変更年月日:		
	保証人の変更	新	氏 名:	
			本人との続柄:	
			住 所:〒	
		旧	氏 名:	
			本人との続柄:	電話:
			変更理由:	

（様式第5号）

第　　号

卒　業　証　書

氏名

年　　月　　日生

本校の専門課程看護学科（三年）所定の課程を卒業したことを証し専門士（医療専門課程）と称することを認める

年　　月　　日

宮本看護専門学校

学校長　　印

（様式第6号）

□ 欠 席　　□ 欠 課 届

年　　月　　日

宮本看護専門学校長 殿

第　　学年（第　　期生） No.　　番

氏 名　　印

□ 欠席
下記のとおり　　したいのでお届け致します。
□ 欠課

1. 期　日：　　年　　月　　日

2. 学科目：　　時限目（　　分間）

学科目：　　時限目（　　分間）

学科目：　　時限目（　　分間）

その他：　　時限目（　　分間）

3. 理　由：（7日以上続けて欠席した場合、医師の診断書1通添付）

（様式第7号）

休　　学　　願

年　　月　　日

宮本看護専門学校長　殿

第　　学年（第　　期生）　No.　　番

氏　名　　印

保証人氏名　　印

住　所　〒

電　話

下記のとおり休学いたしたいので、許可して下さるようお願い致します。

記

1. 休学期間：　自　　年　　月　　日

至　　年　　月　　日

2. 理　　由：

3. 添付書類

医師の診断書（休学理由が傷病の場合）1通

（様式第8号）

復　学　願

年　　月　　日

宮本看護専門学校長　　殿

第　　学年（第　　期生）No.　　番

氏　　名　　印

保証人氏名　　印

住 所 〒

電　　話

下記のとおり休学しましたが、このたび復学したいので、ご許可下さるようお願い致します。

1. 休学した時期：　自　　年　　月　　日

至　　年　　月　　日

2. 理　　由：

3. 添付書類

医師の診断書（休学理由が傷病の場合）1通

（様式第9号）

□ 退 学　□ 転 学 願

年　　月　　日

宮本看護専門学校長　殿

第　　学年（第　　期生）　No.　　番

氏　　名　　印

保証人氏名　　印

住　所　〒

電　　話

下記のとおり　□ 退学　□ 転学　したいので、ご許可下さるようお願い致します。

記

1. 理由：

2. 希望年月日：　　年　　月　　日　から

3. 添付書類

医師の診断書（休学理由が傷病の場合）1通

（様式第10号）

□ 追試験　□ 再試験

□ 再実習

受験願

年　月　日

宮本看護専門学校長　殿

第　学年　No.　番

氏名　印

下記により
□ 追試験
□ 再試験
□ 再実習
を受けたいので、お取計らいをお願い致します。

記

1. 理由：

2.

科　目	担当者	教務主任印	担 任 印
	先生		
	先生		
	先生		

（様式第11号）

宮 看 第　　号

卒　業　証　明　書

氏名

年　月　日生

上記の者本校において、　　年度所定の全課程を修了したことを証します。

年　　月　　日

宮 本 看 護 専 門 学 校

学校長　　印

（様式第12号）

証 明 書 申 込 書

□ 在学　□ 成績　□ 卒業見込　□ 卒業

（　　通）　（　　通）　（　　通）　（　　通）

年　　月　　日

宮本看護専門学校長　殿

氏 名　　印

年　　月　　日生

在学生:第　　学年　No.　　番

卒業生:　　年度(第　　期生　No.　　番)

目的(理由)

成績証明書の送付先
〒

（様式第13号）

既 修 単 位 認 定 申 請 書

年　　月　　日

宮本看護専門学校長　殿

申請者　　年度入学生

（第　　期生　　学年）

氏 名　　印

1. 認定を受ける既修の科目及び単位

2. 履修した大学等の名称・学部・学科及び卒業年月日

大学等の名称

学　部

学科名

卒業年月日　　年　　月　　日　卒業

添付書類

大学等を卒業したことを証する書類
卒業した大学等の成績証明書
履修内容を証明する書類

（様式第14号）

既 修 単 位 認 定 証

年度入学生

（第　　期生　　学年）

氏 名

あなたが既修した次の科目及び単位は、学則第8条第5項の規定に基づき、本校における履修すべき科目及び単位として認定します。

科　目　名	単　位　数

年　　月　　日

宮本看護専門学校

学校長